

平成30年度京の食6次産業化コンテスト開催要領

第1 趣 旨

京都府における農商工連携や6次産業化など農業ビジネスの取組により開発された農林水産物加工食品について、表彰することにより幅広く府民に知っていただくとともに、バイヤーや専門家の評価を受けて、新たな商品開発やブラッシュアップ等による商品力の向上を図る。

第2 主 催

京都府 ※事務局は京都府農林水産部流通・ブランド戦略課におく。

第3 応募要件 ※応募要件に違反していることが判明した場合は、表彰を取り消すことがある。

- (1) 京都府内産農林水産物を主な原料とした加工食品で平成27年4月1日から平成30年3月31日までに製品化され、現在販売しているもの。ただし、出品数は1事業者につき2点以内とする。
- (2) 京都府内の農林漁業者が加工または京都府内に加工所をおく農林水産物加工・製造業者（中小企業等に限る）が府内で加工したもの。ただし、京都府又は府関係団体の補助事業等を使って商品化された加工食品についてはこの限りでない。
- (3) 過去に国や京都府等が主催や後援する加工食品コンクール等へ出品し受賞していないこと。
- (4) 審査会で試食用の商品（加工食品）を用意でき、商品を説明できるスタッフが参加すること。また、出品の際、変質又は破損しないもの。
- (5) 食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、食品衛生法等の関係法令に違反していないこと。

第4 応募方法

このコンテストに応募する者は、下記により応募書類を提出するものとする。

また、審査に必要な試食品やスタッフ等に係る経費については応募者の負担とする。

(1) 提出書類

応募書類（様式1、別添1、別添2）

第3の要件を満たす加工食品をデジタルカメラで撮影し、そのカラー写真を応募書類とともに郵送又は電子メールで提出する。

【写真について】

・写真は、正面からの写真、商品名がよく見えるように撮影する。

・写真はL版サイズ(127×89mm)に拡大しても被写体が明確に確認できる解像度を確保すること。

(2) 応募期間

平成30年7月11日（水）～平成30年8月15日（水）まで

※平成30年8月15日（水）消印有効

(3) 応募先

※所在地により異なる。

○京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町内の方

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課アグリビジネス戦略担当

・住 所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

・メール ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

・電 話 075-414-4954

○宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、

笠置町、和束町、精華町及び南山城村内の方

京都府山城広域振興局農林商工部企画調整室

・住 所 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

・メール yamashin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

・電 話 0774-21-3229

○亀岡市、南丹市及び京丹波町内の方

京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室

・住 所 〒621-0851 亀岡市荒塚町1の4の1

・メール nanshin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

・電 話 0771-22-0371

○福知山市、舞鶴市及び綾部市内の方

京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室

・住 所 〒625-0036 舞鶴市字浜2020

・メール chushin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

・電 話 0773-62-2743

- 宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町内の方
京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室
 - ・住所 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5
 - ・メール tanshin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp
 - ・電話 0772-62-4315

- (4) 応募上の注意
 - ・応募書類は、返却しない。
 - ・応募から5日以内（土日を除く）に応募受付の連絡がない場合は、応募先に電話で連絡をすること。

第5 審査

- (1) 審査項目
次の項目について審査を行う。
 - ・包装、デザイン等の外観
 - ・商品の特性（アピールポイント）
 - ・京都府産原料に対するこだわりや産地とのつながり
 - ・ネーミング
 - ・食味、香味
 - ・商品の形状や色彩
 - ・コストパフォーマンス
- (2) 事前審査
応募多数の場合、書類審査を行い、上位30品を選考する。
- (3) 審査会
 - ・開催日 平成30年10月25日（木）
 - ・場所 京都市勧業館（みやこめっせ）京都市左京区岡崎成勝寺町9-1
 - ・その他 審査会に引き続き、出品商品に関する商談時間を設ける。

第6 審査結果、表彰

- (1) 審査結果
審査結果については、11月中旬に応募者へ通知する。
- (2) 表彰
審査結果を踏まえ、以下の賞を授与することとし、平成30年11月下旬に表彰を行う。
 - ・グランプリ 1点
 - ・準グランプリ 1点
 - ・特別賞 若干数

第7 受賞商品への支援

- 受賞商品については、以下の支援を行う。
- ・バイヤーへの商品紹介
 - ・京都府ホームページでの商品PR
 - ・「京都府農林水産フェスティバル2018」での商品販売
 - ・加工商品関連の全国コンクール等への推薦

第8 その他

- ・本要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。
- ・第5の審査会は「きょうと農業ビジネス商談会」と同日開催とし、希望者はコンテストと商談会の両方に参加できる。なお、商談会に参加する場合、専門家による事前研修が受けられることから、商談会にも参加することを推奨する。

【コンテストHP】

<http://www.pref.kyoto.jp/kenkyubrand/news/kyofood6contest.html>

【きょうと農業ビジネス商談会HP】

<http://www.pref.kyoto.jp/kenkyubrand/news/press/2018/6/20180619.html>